

令和5年4月25日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
青木あすなろ建設 株式会社 (アキアスナロケンセツ カブシキガイシャ) 主たる営業所 東京都千代田区神田美土代町1番地	令和5年4月25日～ 令和5年5月24日 (1カ月)

2 指名停止理由

岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、虚偽の資料での協議により過大な金額で変更契約を締結したとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から建設業法違反による営業停止処分を受けた。

このことは、指名停止措置要領別表第2第6号(2)に該当するため指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 (直通025-226-2211)